

第5章 通信連絡手段を確保しよう

1. 携帯電話・スマートフォン

携帯電話・スマートフォンを使おう

①最も手軽な通信手段です。

普段使用している携帯電話・スマートフォンをそのまま使用出来ますので、とても便利です。

②携帯電話・スマートフォンは、ほとんどインターネットで結ばれており、通話・メール・情報データ送付、利便情報等の入手が可能となっています。

これによって、事故等の際にBANや海上保安庁等の救助機関への緊急通報が早くかつ正確に行うことが可能となりました。

③防水バック

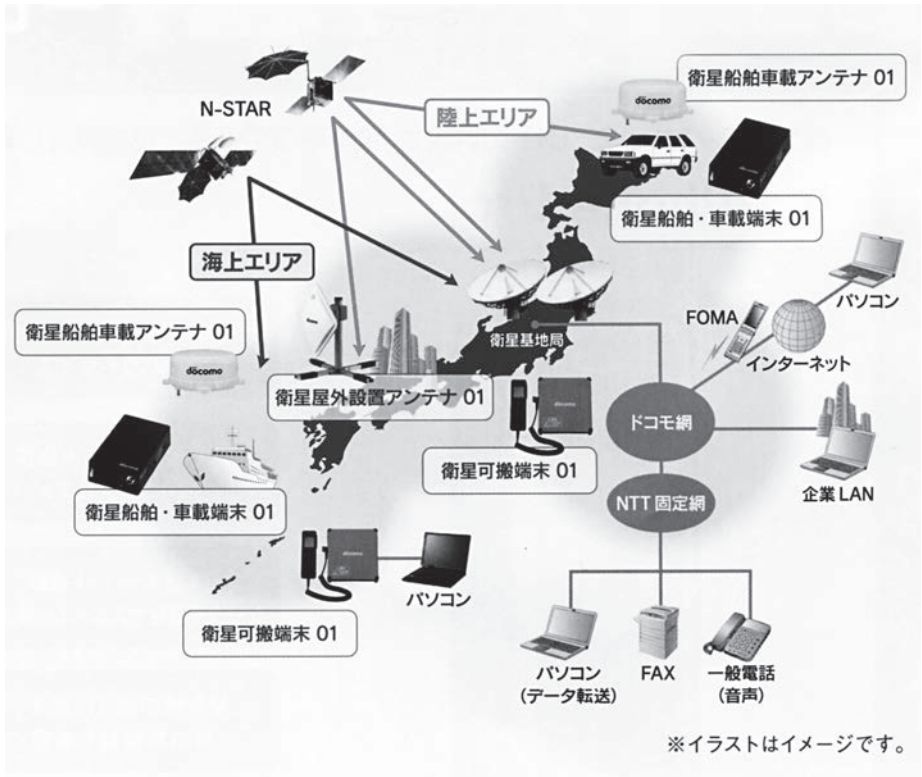
なお、ボートが小型の場合や落水した場合に海の潮にさらされる恐れがありますので、市販の防水バックを利用すると安心です。

2. 船舶電話

① 衛星船舶電話の通話可能範囲

NTTドコモのワイドスターⅡの通話サービスエリア

サービスエリアは陸地から200海里(約370km)の
海域までをカバーします



高しよ部では「可搬型」を持ち込んで使用できます。

②電話のかけかた

船舶 ▶ から **陸上・船舶・携帯** 等に通話するには
ダイヤル通話

◆相手先の電話番号を直接ダイヤルします

陸上（一般公衆電話網）へ

市外局番＋市内局番＋××××
 （お客様電話番号）

衛星船舶電話（NTTドコモ第2種衛星電話）へ

090＋302×－××××
 （お客様電話番号）

NTTドコモの自動車・携帯電話へ

090又は080＋××××－××××
 （お客様電話番号）

※au、SoftBank、などにもつながります。
 相手先電話番号を直接ダイヤルしてください。
 ※PHSにはつながりません。

📞 **1 0 0 番 通 話**（交換手扱い通話）

◆通話料金を知りたい時の申込は「100番」をダイヤルしてください。

📞 **国 際 電 話**

◆国際通話のご利用を希望される場合は、ドコモのWORLD CALLサービスをお申し込みください。

📞 衛星船舶電話からご利用いただける **通話サービス**

番 号 案 内（有 料）	1 0 4
電 報（有 料）	1 1 5 [*]
コ レ ク ト コ ー ル	1 0 6
時 報（有 料）	1 1 7
天 気 予 報（有 料）	市外局番＋1 7 7
海上保安庁（遭難・火災・人命の救助など）	1 1 8
警 察 署	1 1 0＋各地域番号

※115は午前8時～午後10時までの受付となります。午後10時～午前8時まではフリーダイヤル0120-000115で受け付けております。

陸上 ▶ から **船舶** に通話するには

ダイヤル通話

◆相手先の電話番号を直接ダイヤルします

衛星船舶電話（NTTドコモ第2種衛星電話）へ

090+302× - ××××

（お客様電話番号）

100番通話（交換手扱い通話）

◆通話料金を知りたい時の申込は「100番」をダイヤルしてください。

コレクトコール

◆局番なし「106番」をダイヤルしてください。
先方の了解が得られたら、おつなぎします。

番号案内

◆衛星船舶電話案内は「104番」をダイヤルしてください。

陸上から船舶へ電報

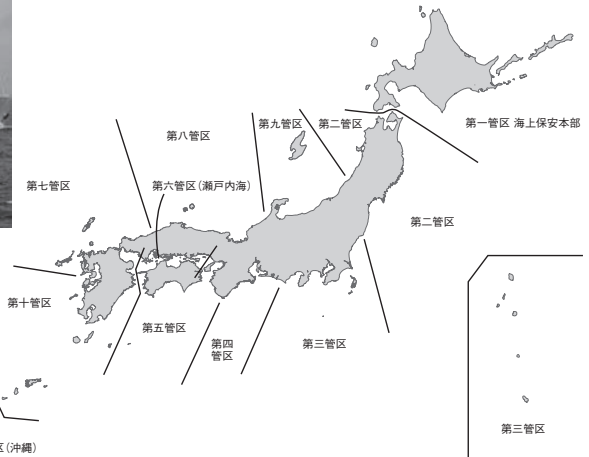
◆局番なし「115番」をダイヤルしてください。

普通の電報を打つ場合と同じ要領ですが、最初に次のことを教えてください。

- 1.相手船舶が衛星船舶電話を設置していること。
- 2.相手船舶の衛星船舶電話番号。

③118番通報

遭難・人命救助など緊急時に、ドコモの衛星船舶電話や電話・携帯電話から「118番」にダイレクト通報



緊急時に、局番なしの118番で、ドコモの衛星船舶電話から海上保安庁本庁へ、携帯電話から管区海上保安本部へ通報することができます。いざという時の確実な備えです。

④110番通報

全国各地の警察署へ「110番」緊急通報

○局番なしの「110 + 各地域番号」で警察署へ通報できます。

●警察署各地域番号一覧

北海道(札幌)	110+20	神奈川	110+37	鳥取	110+54
北海道(函館)	110+21	新潟	110+38	島根	110+55
北海道(旭川)	110+22	山梨	110+39	岡山	110+56
北海道(釧路)	110+23	長野	110+40	広島	110+57
北海道(北見)	110+24	静岡	110+41	山口	110+58
青森	110+25	富山	110+42	徳島	110+59
岩手	110+26	石川	110+43	香川	110+60
宮城	110+27	福井	110+44	愛媛	110+61
秋田	110+28	岐阜	110+45	高知	110+62
山形	110+29	愛知	110+46	福岡	110+63
福島	110+30	三重	110+47	佐賀	110+64
東京	110+31	滋賀	110+48	長崎	110+65
茨城	110+32	京都	110+49	熊本	110+66
栃木	110+33	大阪	110+50	大分	110+67
群馬	110+34	兵庫	110+51	宮崎	110+68
埼玉	110+35	奈良	110+52	鹿児島	110+69
千葉	110+36	和歌山	110+53	沖縄	110+70

* 118番、110番とも間違えて緊急通報された場合、必ず「間違えた旨」を速やかにお伝えください。(安否確認作業の事態になります)

(資料:株式会社NTTドコモ)

3. 国際VHF（小型船舶用国際VHF）

小型船舶用国際VHFは、スポーツ、レジャー船舶をはじめとして、どのような船舶でも任意に設置し、使用できる無線設備です。なお、マリンVHFも小型船舶用国際VHFの一部として認められておりますので従来どおり使用できます。

大型船舶には国際VHFの搭載が義務付けられているので、衝突などの際は、直接、大型船舶と連絡をとることができます。また、デジタル選択呼出装置(DSC)が使えるので、遭難など緊急時には、ボタン一つで自動的に遭難信号を送ることができます。従って、船舶の航行の安全のためにも装備をすることを推奨いたします。

※小型船舶用国際VHFは、船舶局の無線設備であり、主に海上の航行の安全のために使用することが原則で、陸上で使用や目的からはずれて使用すると、電波法違反で罰せられることがあります。

使用にあたっては次のことを守りましょう

- 国際VHFは、世界共通のチャンネルを多くの船舶で使用しています。通常の通報は、定められているチャンネルと手順で要領よく簡潔に送信しましょう。
- 無用な通信はしないようにしましょう。
- 通信を行っていない時は：
 - ・誤って電波が発射されないことがないように注意しましょう。
 - ・呼出し応答のチャンネルであるチャンネル16とチャンネル77は、できる限り聴取するようにしましょう。
- ※チャンネル16は、遭難・緊急・安全通信を含め、一般船舶局、海岸局の呼出し応答のチャンネルのため、通話には絶対使用しないでください。

(1) どのような機種がありますか

技術基準適合証明を取得した以下の分類の機器が準備されておりますが、いずれも船舶局としての無線局免許申請が必要です。これらの機器で無線局を開設する場合、基本的に無線局の新設検査が不要になります。

- 5W以下の携帯型（DSCの内蔵・組込みの機種もあります）
 - ・運用には第三級海上特殊無線技士以上の資格が必要です。
 - ・この機器のみを設置する場合は、定期検査が不要になります。
 - ・DSCの内蔵・組込み機器でも、電話のみの運用が認められます。
 - ・DSCを使用する場合は、第二級海上特殊無線技士以上の資格が必要となります。
- 25W以下の固定（据付）型（DSCの内蔵・組込みの機種もあります）
 - ・運用には、第二級海上特殊無線技士以上の資格が必要です。

- ・この機器のみを設置する無線局は5年毎に定期検査が必要となります。
- ・DSCの内蔵・組込み機器でも、電話のみの運用が認められます。

※機器の運用には、無線従事者資格及び無線局の免許申請が必要となりますので、手続きなどについて不明な点がありましたら、(4)の相談先までご連絡下さい。

(2) 小型船舶用国際VHFはどんな使い方ができますか

- ① レジャー船舶など小型船舶同士の連絡に便利です。

(呼出し応答はチャンネル77、通話はチャンネル69、72、73を使います)

- ② マリーナなどの海岸局と連絡ができます。

(呼出し応答はチャンネル77、通話はチャンネル86(所属する海岸局)を使います)

- ③ 陸上の電話回線に接続できます。(海岸局が対応している必要があります)

認められた有無線接続装置等を装備している海岸局に所属していると、有料ですが、チャンネル86を使用し、陸上の電話につなげることができます。(詳しくは、海岸局にお問合せください)

- ④ 航行の安全に関する情報をキャッチできます。

気象・海象の異変が予想されるときや、航行の障害となる漂流物や航路標識の異常などが発生したときには、海上保安庁から情報が提供されます。

(海上保安庁からチャンネル16で呼出しがありますので、その後、指定のチャンネルに切り換えて通報を受信します)

- ⑤ トラブルが発生したとき、仲間に応援や救助依頼の連絡ができます。

レジャー船など、仲間や付近を航行する船舶に応援や救助を依頼することができます(呼出し応答はチャンネル77、通話はチャンネル69、72、73を使います)

- ⑥ 一般船舶とも連絡できます。

非常時や緊急時の場合は、付近を航行中の一般船舶や大型船舶などとも通信ができます。衝突事故の回避や、故障にも役に立ちます。

(呼出し応答はチャンネル16、通話はチャンネル6、8、10、13を使います)

- ⑦ 救助機関などと連絡ができます。

万が一の遭難時には、海上保安庁などの救助機関と直接連絡が取れます。

(呼出し応答はチャンネル16、通話はチャンネル12、13、14を使います)

- ⑧ DSCによる通信ができます。(DSC搭載機器)

通話チャンネルと呼出したい船舶の海上移動業務識別(MMSI)を指定しDSCを使用することにより、円滑な通話が可能となります。

(呼出し応答はチャンネル70、通話はチャンネル6、8、10、13、69、72、73を使います)

⑨D S Cにより容易に遭難通信ができます。

D S Cを装備していると、遭難時にボタン1つでチャンネル70により自動的に遭難信号が送れます。また、他の船舶の遭難信号も自動的に受信します。

また、GPS受信機と連携すれば、位置、時間などの情報を含めることができ、救助機関などの迅速な救助活動に役立ちます。

(3) どの目的にどのチャンネルを使用するのですか

(イ) 通常時の通信

小型船舶用国際V H Fを主としてスポーツ及びレジャー船で通常時の通信に使用する場合は、次表の主としてスポーツ及びレジャー用として指定されるチャンネルでのみ運用することとし、チャンネルの選択は表の使用目的に合わせて行ないます。

チャンネルごとの使用目的	チャンネル番号
主としてスポーツ及びレジャー船の船舶局・海岸局との呼び出し応答用	77
所属海岸局との通信用	86
主としてスポーツ及びレジャー船の船舶局間の通信用	69、72、73
デジタル選択呼出装置（D S C）の呼び出し用	70
（公財）日本セーリング連盟などの海岸局に加入している船舶局のみ、当該海岸局との通信を行なう場合に使用できる。	71、74

(ロ) 航行の安全等のために、一般の船舶局・海岸局の無線局と通信を行なう場合

チャンネルごとの使用目的	チャンネル番号
遭難・緊急・安全通信及び主としてスポーツ、レジャー船以外の船舶局及び海岸局との呼び出し応答用（このチャンネルは、通話に用いてはならない、また、通信をしていない場合はできる限り聴取のこと）	16
デジタル選択呼出装置（D S C）の呼び出し	70
主としてレジャー船以外の一般船舶局との通信用	6、8、10
主としてレジャー船以外の一般船舶局との船舶相互間の航行安全通信用（呼び出し応答はチャンネル16）	13
海上保安庁などの海岸局との通信用	11、12、14
港務通信又は海上保安庁の無線局との通信を行なう場合のみに使用できる。	9

※呼び出し応答は、チャンネル16（一般船舶）、チャンネル70（D S C）、チャンネル77（レジャー船舶）で行い、通話チャンネルを指定して通話を行う。（チャンネル70を使用する場合は事前に通話チャンネルを設定する）

(4) 小型船舶用国際 VHF 等についての相談先

(イ) 無線従事者国家試験、養成講習などの相談先：(公財)日本無線協会

(上段：電話番号、下段：FAX番号)

担当地域	本部・支部所在地	〒	電話番号 FAX番号
東京都、神奈川県 埼玉県、千葉県 群馬県、茨城県 栃木県、山梨県	東京都中央区晴海3-3-3 江間忠ビル 公益財団法人 日本無線協会 本部	104-0053	03-3533-6022 03-3533-6824
北海道	札幌市中央区北2条西2-26 道特会館 公益財団法人 日本無線協会 北海道支部	060-0002	011-271-6060 011-271-6071
宮城県、福島県 岩手県、青森県 山形県、秋田県	仙台市青葉区本町3-2-26 コンヤスビル 公益財団法人 日本無線協会 東北支部	980-0014	022-265-0575 022-265-0822
長野県、新潟県	長野市南県町693-4 共栄火災ビル 公益財団法人 日本無線協会 信越支部	380-0836	026-234-1377 026-234-1410
石川県、富山県 福井県	金沢市南町4-55 住友生命金沢ビル 公益財団法人 日本無線協会 北陸支部	920-0919	076-222-7121 076-223-7922
愛知県、静岡県 岐阜県、三重県	名古屋市中区丸の内3-5-10 住友商事丸の内ビル 公益財団法人 日本無線協会 東海支部	460-8559	052-951-2589 052-951-9084
大阪府、京都府 兵庫県、奈良県 滋賀県、和歌山県	大阪市中央区谷町1-3-5 アンフィニ・天満橋ビル 公益財団法人 日本無線協会 近畿支部	540-0012	06-6942-0420 06-6941-6430
広島県、鳥取県 島根県、岡山県 山口県	広島市中区東白島町20-8 川端ビル 公益財団法人 日本無線協会 中国支部	730-0004	082-227-5253 082-221-5613
愛媛県、徳島県 香川県、高知県	松山市味酒町1-10-2 ゴールドビル味酒 公益財団法人 日本無線協会 四国支部	790-0814	089-946-4431 089-947-2519
熊本県、長崎県 福岡県、大分県 佐賀県、宮崎県 鹿児島県	熊本市中央区辛島町5-1 日本生命熊本ビル 公益財団法人 日本無線協会 九州支部	860-8524	096-356-7902 096-325-1395
沖縄県	那覇市山下町18-26 山下市街地住宅 公益財団法人 日本無線協会 沖縄支部	900-0027	098-840-1816 098-840-1817

(ロ) 無線局に関する手続きなどの相談先:(一社)全国船舶無線協会

本部・支部所在地	〒	電話番号 FAX番号
東京都豊島区駒込2丁目3-10 電波会館 一般社団法人 全国船舶無線協会 本部	170-0003	03-3915-0183 03-3915-6360
札幌市東区北33条東15丁目2-16-101 モン・レーブ新道東 一般社団法人 全国船舶無線協会 北海道支部	065-0033	011-733-6711 011-733-6722
仙台市青葉区本町3丁目1-17 やまふくビル 一般社団法人 全国船舶無線協会 東北支部	980-0014	022-263-2189 022-263-2195
東京都豊島区駒込2丁目3-10 電波会館 一般社団法人 全国船舶無線協会 関東支部	170-0003	03-3915-0772 03-3915-6360
長野市妻科426-1 長野県建築士会館 一般社団法人 全国船舶無線協会 信越支部	380-0872	026-235-6296 026-235-0713
金沢市彦三町2丁目3-10 長沢レジデンス 202 一般社団法人 全国船舶無線協会 北陸支部	920-0901	0762-61-3592 0762-61-3400
名古屋市東区白壁1-45 白壁ビル 一般社団法人 全国船舶無線協会 東海支部	461-0011	052-951-4437 052-951-4408
大阪市中央区谷町1丁目3-1 双馬ビル502 一般社団法人 全国船舶無線協会 近畿支部	540-0012	06-6941-9022 06-6941-8699
広島市中区東白島町21-16 加川ビル 一般社団法人 全国船舶無線協会 中国支部	730-0004	082-223-3036 082-228-3921
松山市味酒町1丁目10-2 ゴールドビル味酒 4F 一般社団法人 全国船舶無線協会 四国支部	790-0814	089-943-5344 089-943-5345
熊本市桜町2-17 第2甲斐田ビル 一般社団法人 全国船舶無線協会 九州支部	860-0805	096-356-6369 096-356-6391
那覇市壺川3丁目2-6 壺川ビル 一般社団法人 全国船舶無線協会 沖縄支部	900-0025	098-836-5359 098-831-9011

(ハ) 規則、技術などの相談先:(一社)全国船舶無線協会 水洋会部会

本部・支部所在地	〒	電話番号 FAX番号
東京都豊島区駒込2丁目3-10 電波会館 一般社団法人 全国船舶無線協会 水洋会部会	170-0003	03-6903-7325 03-6903-7326

4. 小型船舶用レーダー

(1) 操作資格

小型船舶用レーダー（以下「第4種レーダー」という。）の操作を行なうための無線従事者の資格は、技術基準適合証明を受けた設備を使用する場合には不要です。

(2) 無線局（無線航行移動局又は船舶局）の免許手続き

- 技術基準適合証明を受けたレーダーを「無線航行移動局」として申請する場合は、申請者（免許人）が必要書類を提出するだけで、予備免許や落成後の検査無しで、免許が受けられます。
- 他の無線設備と一緒に「船舶局（特定船舶局）」として技術基準適合証明を受けたレーダーを申請する場合は、他の設備と一緒に指定された機関へ免許申請を行ないますが、レーダーに関わる部分は一部簡略化されます。
- 無線局に関する手続きなどの相談は、3.(4)の小型船舶用国際VHF等についての相談先にお問合せ下さい。

(3) 第4種レーダー

第4種レーダーとは、船舶に設置する「空中線電力が5kW未満」の無線航行のためのレーダーのことで、航行の安全を確保するための設備です。性能・機能性に加え、小型船舶に適したデザインの多くの機種が販売されております。